二・五MHz	二・五ワット
五MHz	五ワット

［三　略］

四　隣接チャネル漏えい電力は、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、それぞれ搬送波の周波数から同表の中欄に掲げる周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される電力が搬送波電力より二一デシベル以上低い値であり、かつ、搬送波の周波数から同表の中欄に掲げる周波数に二を乗じた周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される電力が搬送波電力より四一デシベル以上低い値であること。

チャネル間隔	周波数	周波数幅
五五五kHz	五五五kHz	五三四kHz
六二五kHz	六二五kHz	六〇〇kHz
七一四kHz	七一四kHz	六八六kHz
八三三kHz	八三三kHz	八〇〇kHz
一MHz	一MHz	九六〇kHz
一・二五MHz	一・二五MHz	一・二MHz
一・六六MHz	一・六六MHz	一・六MHz
二・五MHz	二・五MHz	二・四MHz
五MHz	五MHz	四・八MHz

別表第二号（第６条関係）

［第１～第56　略］

第57　200MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局又は200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

１　チャネル間隔が555kHzのもの	545kHz
２　チャネル間隔が625kHzのもの	613kHz
３　チャネル間隔が714kHzのもの	700kHz
４　チャネル間隔が833kHzのもの	817kHz

［三　同上］

四　隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から五MHz離れた周波数の（±）二・四MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より二一デシベル以上低い値であり、かつ、搬送波の周波数から一〇MHz離れた周波数の（±）二・四MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四一デシベル以上低い値であること。

別表第二号（第６条関係）

［第１～第56　同左］

第57　200MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局及び200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、4.9MHzとする。

［新設］